

## 滑川市空き家の除却に係る土地の固定資産税減免に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の除却を促進し、市民の安全及び安心な生活の確保と地域の良好な生活環境の保全を図るため、滑川市税条例（昭和35年滑川市条例第3号）第71条第1項第4号の規定に基づき、空き家を除却した後の土地に対する固定資産税を減免することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「空き家」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等に該当する建築物であつて、居住の用に供されていない期間が1年以上の住宅をいう。

### (減免対象)

第3条 固定資産税の減免（以下「減免」という。）は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に除却された空き家の敷地の用に供されていた土地であつて、かつ、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2による住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例（以下「住宅用地特例」という。）の適用を受けた土地（以下「減免対象土地」という。）について行う。

2 前項に規定する減免を申請することができる者は、減免対象土地と空き家が同じ所有者又は相続人とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合については、減免の対象としないものとする。

- (1) 空き家の除却後、減免対象土地を営利目的で使用する場合
- (2) 減免対象土地の所有者又はその相続人が市税を滞納している場合
- (3) その他市長が減免することが適当でないと認める場合

### (減免額)

第4条 減免額は、各年度において、空き家の除却により住宅用地特例の適用を受けなくなった土地に係る固定資産税の額と、当該土地が住宅用地特例の適用を受けるとみなして算出した固定資産税の額との差額相当分とする。

### (事前相談)

第5条 減免を受けようとする者は、空き家の除却前に第3条に該当する土地であるかを総務部税務課に相談しなければならない。

(減免申請・通知)

第6条 減免を受けようとする者は、空き家の除却後速やかに空き家の除却に係る土地の固定資産税減免申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理した時は、その内容を審査し、減免の可否を決定し、その結果を空き家の除却に係る土地の固定資産税減免可否決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(減免期間)

第7条 減免の期間は、空き家を除却した日の属する年の翌年1月1日(空き家を除却した日が1月1日の場合は除却した日)を賦課期日とする年度から3年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、該当すると認められた日の属する年度をもって減免期間を終了するものとする。

(1) 減免対象土地が新たに住宅用地特例の適用を受けた場合

(2) 減免対象土地の所有者が変更された場合。ただし、相続による場合はこの限りではない。

(3) 第3条第3項各号のいずれかに該当することが判明した場合。

(4) 減免対象土地が適正に管理されないことにより、周辺住民の住環境に悪影響を与えたと認められる場合

(減免の取消し)

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により減免を受けた者に対して、減免が適用された日に遡及してその減免の決定を取消すものとする。

2 前項の規定により減免の決定を取消された者は、減免により免れた固定資産税を市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この告示は、令和12年3月31日限りその効力を失う。

年 月 日

空き家の除却に係る土地の固定資産税減免申請書

滑川市長 あて

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号

滑川市空き家の除却に係る土地の固定資産税減免に関する要綱第 6 条第 1 項に基づき、  
年度からの 3 年間の固定資産税について、減免を受けたいので、  
関係書類を添えて申請します。

1 減免を受けようとする土地の明細

所在（地番）	地目	地積（㎡）

2 空き家の除却年月日 年 月 日

3 添付書類

- ① 1 年以上居住の用に供していないことの確認書類  
確認書類がない場合は、建設部上下水道課へ調査することに同意します。 署名
- ② 建物の除却年月日を証する書類（登記事項証明書（建物）又は解体証明書など）
- ③ 申請者が相続人である場合、土地所有者の相続人であることの確認書類（戸籍の全部事項証明書など）

空き家の除却に係る土地の固定資産税減免可否決定通知書

様

滑川市長

年 月 日に申請のあった固定資産税の減免について、下記のとおり決定しましたので、滑川市空き家の除却に係る土地の固定資産税減免に関する要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 減免の可否 可 ・ 否 (理由 )
- 2 減免の期間 年度～ 年度
- 3 減免対象土地及び減免額 (年額)

所在 (地番)	地目	地積 (㎡)	減免額

- 4 適用制限及び減免の取消し

滑川市空き家の除却に係る土地の固定資産税減免に関する要綱第 3 条第 3 項及び第 7 条第 2 項に定める事由が生じたときは、減免を取消します。